

勤務時間等取扱要領

勤務時間取扱要領（平成 23 年 4 月 1 日制定）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この要領は、新潟市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 7 年 3 月 29 日条例第 2 号。以下「条例」という。）第 4 条第 1 項、新潟市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則（平成 7 年 3 月 29 日規則第 9 号。以下「規則」という。）第 2 条第 2 項及び新潟市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和 2 年 4 月 1 日規則第 24 号。以下「会計年度規則」という。）第 5 条第 1 項並びに第 11 条ただし書き、その他関係規定に基づき、別に定めるもののほか、職員の勤務時間等について必要な事項を定めるものとする。

（短時間勤務職員及び会計年度任用職員の勤務時間の割振り）

第 2 条 次の各号に掲げる職員の勤務時間は、従事する業務内容等に応じて、それぞれ当該各号に定める規定に基づき所属長が割振るものとする。

（1） 育児短時間勤務職員及び再任用短時間勤務職員並びに任期付短時間勤務職員
条例第 3 条第 2 項ただし書

（2） 会計年度任用職員 会計年度規則第 3 条第 2 項及び第 4 条第 2 項

2 前項の規定により割り振る勤務時間は、文書により当該職員に通知するものとする。

（特定所属の週休日、勤務時間及び休憩時間）

第 3 条 別表第 1 に定める所属の週休日並びに別表第 2 に定める所属の勤務時間及び休憩時間は、公務の都合上特に必要があると認めるときは、条例及び規則で定める基準に従い、所属長が別に定めることができる。

(半日単位の年次有給休暇の取得)

第4条 半日単位の年次有給休暇は、勤務日の始業の時刻から連続して休憩時間の始まりまで又は休憩時間の終わってから終業の時刻まで連続する勤務時間について取得するものとし、かつ、当該勤務時間の範囲は3時間15分から4時間30分の間の時間とする。

(変形労働時間制の適用職員の年次有給休暇の取得)

第5条 変形労働時間制が適用される職員の年次有給休暇は、次の表のとおりとする。

	年次有給休暇を取得しようとする日の勤務時間	当該日の年次有給休暇の単位
1	3時間15分から4時間30分の間の範囲内	半日単位
2	4時間30分を超える時間	1日単位

(半日単位での勤務時間の割振り変更における勤務時間)

第6条 半日単位での勤務時間の割振り変更を行う際の半日勤務時間について、規則第4条第2項及び会計年度規則第6条に規定するおおむね4時間は、具体的には、3時間15分から4時間30分の間の時間とする。

(会計年度任用職員の休日の特例)

第7条 毎週日曜日が週休日ではない会計年度任用職員の場合、休日が週休日に当たるときは、会計年度規則第11条ただし書の規定により、当該休日の直後の正規の勤務日を休日とする。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、職員の勤務時間等について必要な事項は、任命権者が別に定める。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。

別表第 1（第 3 条関係）

週休日を別に定めることができる所属の表

パスポートセンター、美術館、新津美術館、新津鉄道資料館、歴史博物館、文書館、 清掃事務所、新田清掃センター、赤塚処分地管理事務所、亀田清掃センター、白根環 境事業所、巻清掃センター、新津クリーンセンター、舞平清掃センター、明生園、め いせいデイサポートセンター、児童相談所、動物愛護センター、農業活性化研究セン ター、中央卸売市場、下水道管理センター施設管理課、北区郷土博物館、児童センタ ー、子育て応援ひろば、亀田斎場、旧笹川家住宅、曾我・平澤記念館、佐潟水鳥・湿 地センター、坂井輪児童館、潟東記念美術館、中之口先人館、巻郷土資料館、各公民 館、生涯学習センター図書館、各図書館
--

別表第2（第3条関係）

勤務時間及び休憩時間を別に定めることができる所属の表

パスポートセンター、美術館、新津美術館、新津鉄道資料館、歴史博物館、文書館、清掃事務所、新田清掃センター、赤塚処分地管理事務所、亀田清掃センター、白根環境事業所、巻清掃センター、新津クリーンセンター、舞平清掃センター、明生園、めいせいデイサポートセンター、児童発達支援センター、児童相談所、各保育園、動物愛護センター、食肉衛生検査所、農業活性化研究センター、中央卸売市場、下水道管理センター施設管理課、北区郷土博物館、児童センター、子育て応援ひろば、亀田斎場、旧笹川家住宅、曾我・平澤記念館、佐潟水鳥・湿地センター、坂井輪児童館、潟東記念美術館、中之口先人館、巻郷土資料館、各学校給食センター、各公民館、生涯学習センター図書館、各図書館
--